

第 8 次熊本県保健医療計画（案）に対する ご意見の概要及び県の考え方について

No	御意見の概要	県の考え方	対応方法
第 1 編第 2 章 計画改定の背景			
1	健康日本 21（第三次）は、令和 6 年 4 月から適用されることから、6 ページの『令和 5 年（2023 年）5 月に「健康日本 21（第三次）」が定められました。』という記述を、『次期計画として令和 6 年から「健康日本 21（第三次）」が開始されます。』という記述に修正いただきたい。	御意見を踏まえ、本計画（案）6 ページの該当部分について、『次期計画として令和 6 年度（2024 年度）から「健康日本 21（第三次）」が開始されます。』に修正します。	反映
第 2 編第 2 章第 1 節第 1 項 より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善			
1	「本県の成人 1 日当たりの野菜摂取量の平均値は、259.4g ^④ と日本人の食事摂取基準（以下、「食事摂取基準」という。） ^⑤ の目標量 350g に約 100g 不足しています」と記述されているが、目標量 350g は、健康日本 21（第二次）の目標値として掲げられている数値であるため、「食事摂取基準」を「健康日本 21（第二次）」（または第三次）に訂正いただきたい。	御意見を踏まえ、本計画（案）22 ページの該当部分について、「本県の成人 1 日当たりの野菜摂取量の平均値は、259.4g ^④ と健康日本 21（第三次）の目標量 350g に約 100g 不足しています」に修正します。	反映
2	日本人の食事摂取基準を引用する際の最初の記述は、日本人の食事摂取基準 2020 年版（以下、「食事摂取基準」と、「2020 年版」の記述を入れていただきたい。	御意見を踏まえ、本計画（案）23 ページの該当部分について『成人 1 日当たりの食塩摂取量の平均値は、男性 10.3g、女性 8.7g と日本人の食事摂取基準 2020 年版（以下、「食事摂取基準」という。）』に修正します。	反映
第 2 編第 3 章第 2 節第 4 項 糖尿病			
1	第 8 次計画では、糖尿病の項目に慢性腎臓病（CKD）について記載されているが、糖尿病性腎症との関係性の記述に留まっているため、慢性腎臓病（CKD）の対策について、具体的に記載すべきではないか。（3 件）	慢性腎臓病（CKD）対策については、生活習慣病予防や糖尿病重症化予防などが重要と認識しており、関係団体等と連携して取り組んで参ります。御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	参考

No	御意見の概要	県の考え方	対応方法
第2編第3章第3節第3項 災害医療			
1	「1. 現状と課題」(1) 災害医療提供体制の強化」の内容に、熊本県栄養士会災害派遣チーム(KDA-DAT)を追加記載していただきたい。	本計画(案)128ページには、県と協定を締結している団体を代表例として挙げ、その他の団体は「関係団体」として記載しています。 また、135ページの「6. 災害医療連携体制図」では、関係団体として、「県栄養士会」を記載しており、今後も連携して取組を進めて参ります。	参考
2	「1. 現状と課題」「3. 施策の方向性」に「災害時の栄養・食生活支援体制の整備」の項目を追加記載していただきたい。	「災害時の栄養・食生活支援体制の整備」に関しては、「第4次熊本県健康食生活・食育推進計画(案)」に「災害時の食を守る取組の推進」として、平時の体制整備の推進や災害時の食事提供体制強化への支援等について記載しています。 本計画(案)135ページの「6. 災害医療連携体制図」で、県全体の災害医療体制を示し、関係団体と連携を図ることとしており、「第4次熊本県健康食生活・食育推進計画(案)」の記載内容も踏まえて取組を進めて参ります。	参考